

海外婦人勞資料第十六号

婦人少年労働局



アメリカ合衆國各州における

婦人の危険有害業務の禁止に関する規定

一九四四年十二月十五日現在

労働省婦人少年局

(註) Δ 印を附した事項は三十一才以下の者にだけ適用されるものである。

州名	職業禁止業務
アラバマ	法律なし
アラスカ	法律なし
アリゾナ	女子を絶えず立つてゐることを要する業務に使用してはならない。(一九二一年) (同法典)
アーカンサス	法律なし
カリフォルニア	(1) 女子の被用者に五〇ポンド若しくはそれ以上の重量のものが入つてゐる容器を持上げることをも許可してはならない。 (一九三七、労働法典(デューリング)) (2) 五ポンド若しくはそれ以上の重量の入つてゐる容器を女子の被用者が動かすことになる場合には、それが容易に動かせるように滑車、脚車その他のは
州名	職業禁止業務
	組を備えつけなければならない。 (同法典)
	(1) 女子の被用者に十ポンド若しくはそれ以上の重量が入つてゐる容器を地面から五フィート以上の高さにわたる階段を運ひ上げたり運ひ下すことを許可してはならない。(同法典)
	(2) 婦人若しくは女子の年少者に二十五ポンドを超えざる重量の持上げ、持運びを要求し又は許可してはならない。 (免除さるるもの) 委員会が規則の実施が雇主にとつて甚しく困つた結果となり又実質的に被用者の福祉、健康安全を増大しないといふことが調査して認められた場合には書面を免除を其とすることができる。

州名	就業禁止業務	州名	就業禁止業務
産業福祉委員会令第十八号(一九四三年) 第三号(一九四四年)		カサス	法律なし
コロラド	法律なし	ケンタッキー	二十一年以下の女子を絶えず五つ以下のことを要する職業に使用し若しくは労働を許容してはならない (一九四四年改正法令)
コネチカット	法律なし	ルイジアナ	工場、製造場、作業場に雇われていた女子若しくは年少者に動力伝導装置及び機械装置の部分をしての運転中に掃除すること (一九三三年一般法令(カート))
デラウェア	法律なし	メイン	法律なし
フロリダ	法律なし	マリランド	法律なし
ジョージア	法律なし		
ハワイ	法律なし		
アイダホ	法律なし		
イリノイ	法律なし		
インディアナ	法律なし		
アイオワ	二十一年以下の女子を絶えず五つ以下のことを要する職業に使用してはならない (一九三三年一般法令(カート))		

マサチューセッツ	の製造会社、機械会社に雇われている女子が七十五ポンド若しくはそれ以上の重量が入っている箱、籠、その他の容器を動かすことによる場合にはそれが、社会の場所から場所へ容易に動かせるように、箱、籠、その他の容器に繫結して、滑車とか脚車の使用がしてなければならぬ。 (一九三三年一般法令) この型板上の一又は多数の中子はこの總立方容積が一立方フィートを超え、若しくは同体的効力を二十五ポンドに制限するよりな機械の助けがない限りは、その總重量が型板中子枠を含めて二十五ポンドを超え、その持上げを女子に許容してはならない。 この總立方容積が一立方フィートを超え、若しくはその總重量が型板、中子枠を含め、六十ポンドを超える中子について、作業を女子に許容してはならない。
(労働産業部、中子室における婦人の雇用に關する規定)	中子室がある部屋が、中子と女子が作っている部屋や、中子の作製と燃焼が同時に行われている部屋に接している場合及び作業工程が中子を女子が作っている部屋に、いやがスや煙や臭気を発する場合は、労働部はその自由裁量で、女子が中子を作っている部屋に、いやがスや煙や臭気を防ぐために、適當な仕切を設けるとか、その他適當な手段を講ずるよう要求することができ、かつ、仕切は、労働部の命令で取りつけられる場合は、コンクリート、四角い、煉瓦、金属若しくはその他労働産業部によつて認められた資料で造られるべきでない。 又か、仕切には、業務の性質により必要と通路がなければならぬ。 労働部の命令で設けられる場合には、中子

州名	既 業 禁 止 業 務	州名	既 業 禁 止 業 務
	炉の部屋と女子が雇われている部屋との間の、仕切の全ての通路には自動的閉る回転式の装置が二重ドア、若くは労働産業部が認める他の自動的閉る同等に有効な装置が入口に備えられなければならない。かつ、装置はガスや臭気や煙が、中子室から有効に防臭され又排出されるような状態に保たねばならない。 (同規定)		業は禁止される。 (労働産業部 婦人の雇傭に関する規定) の製造場とか、鉛、ベンジン、二硫化炭素、水銀等のような有害な物質の取扱、電弧溶接、乾燥研磨又は一般に危険と考えられる職業に婦人を使用するには労働委員の認可を得なければならぬ。 (同規定)
ミシガン	の女子を全部若くは一部地面の下にある地下室や部屋で車輪、ベルト、護衛器を磨く作業に使用してはならない。 (一九二九年 編纂法) の婦人には三十五ポンド以上持上げるこゝと又は階段を昇る場合には二十ポンド以上持運ぶことを要求してはならない。婦人による頭上への持上げ若しくは推積作	ミネソタ	の女子を中子を炉に入れ又は中子を炉から取り出す作業に使用してはならない。 (一九四一年 法令) の中子作、成室に雇われている女子にその重量が二十五ポンドを超え中子の作成若しくは取扱を許容してはならない。 (同法令) の婦人に運転中の機械の注油又は掃除を

州名	既 業 禁 止 業 務	州名	既 業 禁 止 業 務
	要求し若くは許容してはならない。 (同法令)	ニュージージー	女子には年令の如何を問はず、いかなる組織においても鉛を二%を超えて含有する乾燥物質若くは乾燥化合物の取扱を許容してはならない。 (労働部 鉛酸製造並びに鉛酸化合物に關する安全基準)
ミシシッピ	法律なし	ミシシッピ	法律なし
ミズーリ	の女子若くは年少者に運転中の動力伝導装置及び機械装置の部分の掃除を要求してはならない。 (一九三九年 改正法令)	ミズーリ	の卑合金若くはイリジニウムを製造する所、金剛砂、珪藻土、ベニガラ、銅王石、珪砂或は何れかの磨き砂を扱う仕事又はその使用、若くは車輪の金剛砂磨き又は軟皮磨き作業に女子を使用してはならない。 (免除されるもの) 二十一才以上の女子は安全並びに諸国会議の規則で指定された條件の下で露式研磨の石めのかゝる車輪の運搬に使用することが出来る。 (一九三八年 州議合法)
モンタナ	法律なし	モンタナ	法律なし
ネブラスカ	法律なし	ネブラスカ	法律なし
ネバダ	法律なし	ネバダ	法律なし
ニューハム	法律なし	ニューハム	法律なし

州名	職業禁止業務	州名	職業禁止業務
	(2) 労働委員の許可が與へられなければ、女子を商店や料理店、地下室で使用するはならない。許可は地下室が十分に採光通風があり衛生的である場合にのみ與へられ、(一) 九三〇、統一法(キヤン) (3) 四二、一才以下の女子を運転中の機械の掃除に使用し、若くは差向けをしない (4) 同法 (5) 中子を焼く炉が中子を作成するのと同じ部屋で場所を活動しているよう、中子作成と結わいた所にある鋳造場で女子を使用してはならない。中子を作る場所から分つてゐる仕切は、その仕切が旅から天井まで広がつていて中子炉からのガスや臭気、女子が使用されてゐる場所に入り、様子は組まれ、あり、通路を保護してゐるのでなければ十分とはいえない。安全並に諮問会議は中子室の		構造、設備、維持並びに作業及び女子の取扱ひ、得る中子の大小並びに重量を規定する規則を採用手することができる (同法) (6) 女子には中子、中子炉、型板の結合重量が二十五ポンドを超る場合には中子の作成若くは取扱を許可してはならない。又、重さ百十度以上の強度を有する中子の取扱を許可してはならない (労働部、鋳造場に関する規則、産業法典規則第十号) 法律なし 法律なし 法律なし (7) 女子を二十五ポンド以上の重量を厚く若くはくり返し持上げること等を要する業務に使用することをしてはならない。戦時中は持上げの最大重量は三十五ポンドに定

州名	計業禁止業務
ノースカロライナ	建造、設備、維持並びに作業及び女子が取扱ひ得る中子の大きい並びに重量を規定する規則を採用することである。
ノースカロライナ	(一) 同法
ノースカロライナ	女子には中子、中子母、型板の結合重量が二十五ポンドを超る場合には中子の形成若くは取扱を許容してはならない。又華氏百十度以上の温度を有する中子の取扱を許容してはならない。
ノースカロライナ	(労働部、鑄造場に関する規則、産業法典規則第十号)
ノースカロライナ	法律なし
ノースカロライナ	法律なし
オハイオ	女子を二十五ポンド以上の重量を厚く若くはくり返し持ち上げることを要する業務に使用することをしてはならない。戦時中は持上げの最大重量は三十五ポンドに定め

うれている。 (一九四〇年 法典(スワフモルトン)) (一九四三年 州議会法) (2) ▲二十歳以下の女子は、事中絶えず立っていることを要する業務に従事させ若くは労力を許容してはならない。 (同 法)	オクラホマ 法律なし	オレゴン 婦人や少女には、いかなる職業、商工業において二十歳以上、五ポンド以上の静止重量の持ち上げを要求してはならない。又いかなる職業、商工業においても十五ポンド以上の重量のある物品や容器を十フィート以上の距離を持ち上げて運ぶことを要求し若くは許容してはならない。 (一九四二年 賃金時間委員会) 命令第十八号—重量物持ち上げ 戦時中はこの命令は委員によって廃止さ
水 (一九四四年、二大 婦人局の書簡) 婦人は使用される際の金や鉛板が前以て腐蝕されている場合には限り旧オランダ製薬の場合の腐蝕堆積のアル—ベツトの組立作業に使用し得る。 婦人を次の業務に使用することはできない。 ○ 労働部の規定で定められた條件に適合しない場合の爆発物、薬品を製造する工場の作業。かゝる工場の研究室の仕事は許される。 ○ 塗料を掃る仕事。鉛の腐蝕、鉛の酸化及び乾燥塗料工業—組成の如何を問わねど鉛を起える鉛と含有する乾燥物質若くは乾燥化合物の取扱。戦時中は労働部は調査した後二十歳以上の女子にはかゝる使用を許可し得る。 ○ ニトロ並びにアミド化合物の製造、労働	ペンシル ニア	水

（二九四四、八二六）婦人局の書簡）

婦人は使用される物の全や鉛板が前以て腐蝕されていらない場合に限り旧オランダ製物の場合の腐蝕堆積のアルーバウトの組立作業に使用し得る。

婦人を次の業務に使用することとはできない。

○労働部の規定で定められた條件に適合しない場合の爆発物、薬品を製造する工場の作業。かゝる工場の研究室の仕事は許される。

○塗料を掃き仕事。鉛の腐蝕。鉛の酸化及び乾燥染料工業—組成の如何を問はず二％を超えず、鉛と含有する乾燥物質若くは乾燥化合物の取扱。戦時中は労働部は調査した後二十一才以上の女子にはかゝる仕事を許可し得る。

○ニトロ並ひにアミド化合物の製造。労働部

州名	就業禁止業務	加名
	労働部部長官は「部」に科学的調査を して「当該の化合物に曝すこと」を いうことしか確かに判れば十八歳以上の 婦人の雇用の許可を與えることのできる ○銃造場における仕事一歩百十度以上 の温度を有する中子の取扱 ○炭化長官の雇主の出願を認可する場合 を除き起重機の運転者の業務 戦時中は 労働者は規定を定めた條件に適合してい る場合には一定の型の起重機については 十一才以上 婦人の雇用につき許可を 與えることのできる ○規定中に指定され若しくは臨時産業会議 により指示されたもの以外の溶接並びに 切断作業 戦時中は労働部はアセチレン 切断若しくは電弧溶接については十八才以 上の婦人の雇用につき許可を與えること のできる 但し規定を定められた條件に	適合しなければならぬ （労働部、婦人の雇用に關する 規定）（一九四三年並に改正規定） 作業の性質により被用者が常に立業しな ければならぬような工場、作業場並に に類似の場所において女子を雇用するこ とは違法である （一九四三年 州議会议法）
	オートリフ 法律なし	
	ワイヤード 法律なし	
	サウスガリナ 法律なし	
	サウスガリナ 法律なし	
	テネシー 法律なし	
	テキサス 法律なし	
	ユタ 婦人若しくは少女に三〇ポンドを超えざる重	

州名	就業禁止業務	加名
	荷物の持上げ又は十五ポンドを超える重荷 の持運びを要求し若しくは許容してはな らぬ （産業委員会、工業における女子及 び年少者の基準）	第三〇号、製造事業場若しくは 他の商店の労働条件（一九四三年） 第三八号、運輸作業（一九四三年） 第三九号、果実及び野菜の包装 （一九四三年）
ワイシントン	女子及び年少者には過度の重荷の持上げ （命令第三〇号は持運びをも加えてい る）を要求し若しくは許容してはならぬ （産業福祉委員会命令）	
ウエストバー	法律なし	
ウイスコン	法律なし	
ワイナ	法律なし	

雇用禁止規定

(註) Δ印を附した事項は二十歳以下の者にだけ適用されるものである。

州名	雇用禁止業務	州名	雇用禁止業務
アラバマ	婦人は寒冷の如何を問はず炭鉱の内部若しくは周囲で労働するため雇用してはならない。(一九四〇年法典二六章一五項)	コロラド	かゝる飲料の販売に用いられる店內蒸溜酒精を含む。 (免除されるもの) 被免許人若しくは被免許人の妻。(一九三七一年一般法(イリノイ)法第三九六号) Δ二十一歳以下の者を店內で飲むための「アルコール性飲料」の販売並に給仕をするために用いられる者の内部若しくはその一部で雇用或いは使用することはできない。(同法五六項)
アラソカ	法律なし		
アリゾナ	女子も炭鉱、採石所又は砕炭場の内部若しくは周囲で労働するため雇用したり提供したりしてはならない。 (一九三九、註釈法典五五三三項)		
アリカンサ	女子は軍令の如何を問はず坑内労働をさせはならない。 (一九三五年(オウア)法典九三三項)		
カリフォルニア	女子をアルコール性飲料の混合に雇用することはできない。店內で飲むための。		

コネチカット	所有者の妻若しくは嫁以外の女子を酒類屋で雇用してはならない。 (一九四三年一般法への追加)	ジョージア	法律なし
デラウェア	Δ二十一歳以下の者を酒類屋の酒を販売若しくは分配する部屋で雇用してはならない。但し医学上又は科学上の目的で酒を販売する店を除く。 (一九三五、改正法典二六六項)	ハワイ	法律なし
フロリダ	Δ二十一歳以下の者を公賭博場、賭球場、酒造場、サロンの酒場、或いは酒類の酒を製造若しくは販売する場所の内部周囲又はそれと接した所で労働するために雇用し、労働を許容し或いは労働のために提供してはならない。 (一九四三年法令第二九六章) (免除されるもの) 学校に行っていない十八歳から二十一歳までの専門の教師人	アイダホ	法律なし
		イリノイ	婦人や少女に鉱山の内部若しくは周囲で手仕事をすることを許容してはならない。 (一九四三、改正法令第九三章)
		インディアナ	女子は軍令の如何を問はず雇用の目的で炭鉱に入ることを許容してはならない。 (一九四三、註釈法令(バルトウイン)) Δ二十一歳以下の少女に公賭博場又は賭球場で働くことを許容してはなら
			その他で飲まされるビールや葡萄酒を販売する受ける薬品及び食料品、雜貨店、ホテルの給仕、エレベーターボーイ及び労働がアルコール性飲料を販売するホテルの部分から、はなれてゐる場合にはホテルのその他の者

州名	雇用禁止業務	州名	雇用禁止業務
	ない。(司法令)	アイオン	法律なし
アイオワ	法律なし	メリランド	女子を鉱山の内部とか周囲とか接続した所とかする資格をも労働するため雇
カンサス	法律なし		用したリ労働を許可したり労働のため提供したリしてはならない
サンタフェ	店內で飲むためにするアルコール性飲料の小売販売の許可がある場合のみ、アルコール性飲料の取扱いに關する仕事には女子を雇用してはならない。 (一九四四年改正法) 〔免除されるもの〕給仕、出納係、案内人		〔免除されるもの〕鉱山の事務員 (一九四九年註釈法典(二二七)八九條) △二十一才以下の年少者を酷烈性の酒を販売するサロンとか酒場の内部や周囲や接続した所で労働するために雇用したり労働を許可したり労働のために提供したリしてはならない。(司法令一〇〇條)
ルイジアナ	女子を蒸溜酒類や葡萄酒や麥芽酒を醸造や常客の間に分配、販売若しくは酒類の注文を受けるために小売販売する奏樂堂とかサロンで雇用することはできない。 (一九三三刑法典(一七)二三六六條)	マサチューセッツ	△二十一才以下の者をアルコール性の酒を販売するサロンとか酒場の内部や周囲や接続した所で雇用したり労働を許可したりしてはならない。(司法令一〇〇條) (一九三三二編法(一四九章))

ミンガン	法律なし	ニュージャージー	二トロ化合物及びアミド化合物の製造に女子を雇用することは禁止される。 (免除されるもの)事務所、労働者病院、船社室若しくは建物 (労働部、二トロ化合物及びアミド化合物製造に対する安全基準(一九三三))
ミネソタ	△二十一才以下の少女を電信会社やメソジヤール会社のメソセンジャーとして雇用したり労働を許可することはできない。 (一九四一年法令)	ニュージャージー	△二十一才以下の女子を電信、電話若しくはメソセンジャー会社のメソセンジャーとして雇用することはできない。 (免除されるもの)この地とか外国と交戦中及びその後六ヶ月はもしも雇
モンタナ	△二十一才以下の者を小売店で酒セールのや葡萄酒を注ぐために雇用することはできない。 (一九四一年州議会議法(一四章))		用が戦争遂行のために必要と認められるときはかかる雇用を許可する證明書が地方学校管理者により発行される。 (一九四五年州議会議法(一二三章))
ネブラスカ	法律なし	ニューヨーク	女子を鉱山や採石所の内部若しくは接続した所で雇用してはならない。
ネヴァダ	法律なし		
ネバダ	法律なし		

州名	雇用禁止業務	州名	雇用禁止業務
山形	(一九三〇年統一法(ヤマヒ)三二章) △二十一才以下の女子を路面鉄道、地下鉄、高圧鉄道の車掌や案内人として雇ふこと(同法) △二十一才以下の女子を電燈会社、ガスセンジャー、会社、ソーウセンジャー、品物や運送を分配したり、搬送したり、配達すること(雇用したはならない)(同法)	山形	○爆発物(事務所内をのぞく) ○球戯場 ○路切番 ○配達業務(荷馬車若しくは自動車) ○急行列車の検出 ○貨物の取扱 ○五セント集合自動車の手 ○メートルの検校、ガスや電気の ○鉦山(事務所を除く) ○鋳型製造者 ○貨物用若しくは荷物用エレベーターの運転 ○公前賭博場 ○採石所(事務所を除く) ○切斷工 ○製糖 ○製糖(事務所を除く) ○タクシの運転手
青森	○女子の雇用は次の業務若しくは禁止される ○小荷物取扱 ○男子の客のみの要求を充てし、配酒性の酒の代用物を販売する酒場並みにする ○旅館の給仕	青森	
岩手		岩手	
秋田		秋田	
山形		山形	
福島		福島	
茨城		茨城	
栃木		栃木	
群馬		群馬	
埼玉		埼玉	
千葉		千葉	
東京		東京	
神奈川		神奈川	
新潟		新潟	
富山		富山	
石川		石川	
福井		福井	
山梨		山梨	
長野		長野	
岐阜		岐阜	
愛知		愛知	
三重		三重	
滋賀		滋賀	
京都		京都	
大阪		大阪	
兵庫		兵庫	
奈良		奈良	
和歌山		和歌山	
徳島		徳島	
高松		高松	
愛媛		愛媛	
高知		高知	
福岡		福岡	
佐賀		佐賀	
大分		大分	
熊本		熊本	
鹿児島		鹿児島	
沖縄		沖縄	

オレゴン 法律なし	オクラホマ 婦人及び少女を鉱山の作業に地下で雇用してはならない。 (オクラホマ憲法、第三十二條) 婦人や少女を鉱山や採石所に地下で雇用したり労働を許容してはならない。 (一九四一年法令四〇章)	戦争の非常の場合及びその期間中は女子を雇用できない業務若しくは取上記録、ト中の印を附した六種に就けられる。 (一九四〇法典(スロウモーション)一九四三州議合法) 女子を法律のこの部分で指定した年齢やヘルトの運輸、運搬の補助若しくは使用に雇用してはならない。(同法) △二十一歳以下の女子を通信の一人による配達に雇用してはならない。戦時中は軍令は十八才に引下げられる。(同法)
オレゴン 法律なし	オクラホマ 婦人及び少女を鉱山の作業に地下で雇用してはならない。 (オクラホマ憲法、第三十二條) 婦人や少女を鉱山や採石所に地下で雇用したり労働を許容してはならない。 (一九四一年法令四〇章)	婦人及び少女をその雇用の目的で鉱山の中又は雇用の目的で炭坑の外部の建物や採掘場の内部若しくは周囲で使用したり、そこに居ることを許容してはならない。 (免除されるもの)事務所とか炭坑の事務的作業をなすための雇用。 (一九三九年法令(ハートン)五〇章) 婦人の雇用は次のものは禁ぜられる。 ○爆発装置内のニトロクリマシンの製造工程の肉の硝酸の取扱。 ○鉛の腐蝕の工程後、フルーベフトをほく作業。 ○メートルの検査若しくは検査。(水、ガス又は電気)戦時中は労働部が出額を認可するときは二十五才以上の婦人はかゝる仕事に雇用されることのできる。 ○列車、装荷物の取置としての鉄道のメッキ、センジャー、戦時中は仕事につかぬため、婦人を男子の労働者に入れ入ることの

州名	雇用禁止業務	州名	雇用禁止業務
青森	必要となり、機械とか電気が呼ぶこと かできる場合には労働部長官は、この雇 用を許可することができる。 ○手拭をかける蒸気炉に火を燃やして いる仕事、運転中は完全な安全装置が働 人の保護のために用意されていることを 示す宣誓書を工場が提出する場合に労働 部長官は二十一才以上の婦人の雇用に 許可を與えることができる。 ○鉄道線路上の仕事、若しくは鉄道の荷 物の運搬。 （戦時の規定は、この最低年令が二十 一才の代りに十八才となる以外には前 記の事項は同じ。） （労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	青森	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
岩手	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	岩手	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
秋田	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	秋田	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
山形	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	山形	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
宮城	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	宮城	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
福島	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	福島	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
茨城	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	茨城	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
栃木	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	栃木	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
群馬	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	群馬	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
埼玉	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	埼玉	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
千葉	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	千葉	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
東京	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	東京	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
神奈川	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	神奈川	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
新潟	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	新潟	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
富山	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	富山	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
石川	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	石川	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
福井	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	福井	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
山梨	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	山梨	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
長野	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	長野	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
岐阜	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	岐阜	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
愛知	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	愛知	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
三重	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	三重	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
滋賀	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	滋賀	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
京都	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	京都	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
大阪	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	大阪	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
和歌山	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	和歌山	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
奈良	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	奈良	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
徳島	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	徳島	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
香川	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	香川	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
高松	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	高松	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
愛媛	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	愛媛	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
高知	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	高知	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
福岡	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	福岡	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
佐賀	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	佐賀	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
大分	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	大分	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
熊本	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	熊本	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
鹿儿岛	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	鹿儿岛	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）
那覇	（労働産業部、婦人の雇用に關する規 定（一九四三年並にその後の改正））	那覇	（九三大州議會法、法第一三七号） （一九四三年並にその後の改正）

の非常事態の終結を公示によつて宣言するが、若くは一九四五年四月一日までのところ、その場合には女子は鉱山で地下労働以外の仕事並びに製錬所に雇用され得る。 (一九三四年 法典(要補))	法律なし	女子は軍令の如何を問はず、鉱山若くは採石所の内部又は周囲での労働は許容される。 (一九四三年 法典)	いかなる個人、会社団体も二十歳以下の若者を店や飲食のためにアルコール性飲料を販売、給仕、分配するものに雇うことは許されない。(同法典)	婦人又は少女を鉱山の内部とか、鉱山の地上作業場の周囲で雇用し、若くは雇用の目的で居ることを許容してはならない。 〔寛政に就くもの〕学校法で許される限り地上作業場の周囲での重労働若くは、
ワシントン 婦人又は少女を鉱山の内部とか、鉱山の地上作業場の周囲で雇用し、若くは雇用の目的で居ることを許容してはならない。 〔寛政に就くもの〕学校法で許される限り地上作業場の周囲での重労働若くは、	法律なし	いかなる雇主も、鉱山や採石所の内部若くは周囲で女子を雇用し、又は女子に労働を許容してはならない。 (一九四三年 法典)	いかなる雇主も二十歳以下の少女をホテルの給仕、アルコールのキー・ボーとして雇用し、若くは労働を許容してはならない。 (同法典)	雇用場所が淫売店とか不潔な目的の娯楽や賭博に使用されたという記録を裁判所が認定した場所では年少者若くは女子を雇用し、又は労働を許容してはならない。

又淫売屋の管理人が淫売屋の業務にかは る代理人の何れかであるとして有罪とな れど者の側で軍火者若くは婦人を雇用し 又はかゝる者のために労務を許容しては ならない。 (一九三三年 産業委員会令)	ワイオミング 婦人や少女を石炭、鉄、その他の危険な
--	----------------------------------

鉱山や地下の場所の内部又は周囲で雇用
し若くは雇用の目的でそれらの所にいる
ことを許容した者は二十五ドル乃至百ト
ルの罰金刑を課せられる。

〔免除されるもの〕 適令の女子は事務所
若くは入る鉱山や炭坑とかの場所を事
務的な仕事を完了するために雇用すること
ができる。

(一九三一年改正法令)

State Labor Laws for Women with machine modifications

part III: Analysis of Regulatory Laws

Prohibitory Laws Maternity Laws

(一九四四年米國労働省婦人局報等二〇二号の三)より。